

防災担当大臣

村 井 仁 殿

三宅島火山活動災害に対する特別措置について（要望）

このことについて、別紙のとおり要望いたします。

平成14年4月25日

東京都三宅島三宅村長 長谷川

東京都三宅村議会議長 山 田 和



三宅島火山活動災害に対する特別措置について（要望）

平素、三宅村の行財政運営と災害対策につきましましては、特段のご支援とご配慮を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、三宅島におきましては、火山性ガスは減少傾向にはあるものの、いまだ多量の放出が続いており、村民の避難生活はさらに続くものと考えられます。

その間、現地三宅島においては、来たる帰島に向けての泥流対策事業等、復旧事業に取り組んでおり、各分野においても三宅村災害復興構想並びに計画を策定するなど、早期の災害復旧と復興に向けての準備を進めているところであります。

しかしながら、脆弱な財政の本村では、これら山積する諸問題に係る財源確保等が非常に困難であり、その対策に苦慮しているのが実情であります。

つきましては、下記事項について、特段の措置を講じられるよう、要望いたします。

記

- 1 避難生活の安定を図るため、適切な措置を講じられたい。
 - 2 島内の財産保護について、適切な措置を講じられたい。
 - 3 帰島後の生活及び事業が速やかに再開できるよう、適切な措置を講じられたい。
 - 4 帰島後の交通アクセス整備について、適切な措置を講じられたい。
 - 5 帰島後の産業基盤の整備について、適切な措置と特段の財政支援を講じられたい。
 - 6 三宅島火山活動の監視・観測体制及び研究の充実強化の措置を講じられたい。
 - 7 上記対策を実施するため、必要な財政措置を講じるとともに、現行法の弾力的運用や必要に応じ新たな立法措置等を講じられたい。
-

【具体的な要望内容】

1 避難生活の安定を図るため、適切な措置を講じられたい。

- (1) 避難村民（生活困窮者等）に対して、災害保護の観点から、生活保護法の弾力的運用等、継続的な生活支援の措置を講じられたい。
- (2) 専門医等による住民の精神的ケアへの支援措置を図られたい。
- (3) 個人住宅等ローンの既往債務への利子補給等の特別措置を講じられたい。
- (4) 住民の一番の関心事である、火山活動の見通しが出来るような観測体制の強化を講じられたい。

2 島内の財産保護について、適切な措置を講じられたい。

- (1) 宅地内の泥流・降灰の除去への支援措置を講じられたい。
- (2) 家屋補修等に対する経費に特別措置を講じられたい。
- (3) シロアリ駆除に対する経費に特別措置を講じられたい。
- (4) 住民（児童・生徒も含む。）の日帰り帰宅等、渡島費用に支援措置を講じられたい。
- (5) 日帰り帰島等に係る直行便（船便）について、増便が図られるよう特段の措置を講じられたい。
- (6) 各集落及び主要拠点へクリーンハウスの設置を図られたい。

3 帰島後の生活及び事業が速やかに再開できるよう、適切な措置を講じられたい。

- (1) 帰島後の生活が安定するまでの、支援措置を講じられたい。
 - (2) 被災家屋再建のための特別措置を講じられたい。
 - (3) 総合的防災避難施設整備のための特別措置を講じられたい。
 - (4) 生活再開のため、各家庭のLPガス施設整備及び電気屋内配線補修に係る経費について、支援措置を講じられたい。
-

- (5) 自動車・電化製品・住宅廃材等、廃棄物処理への支援措置を講じられたい。
- (6) 住民の健康維持・福祉事業拠点整備へ財政支援を講じられたい。
- (7) 高齢者等在宅生活支援施設整備へ財政支援を講じられたい。
- (8) 福祉団体保有施設補修整備へ財政支援を講じられたい。
- (9) 活動火山対策特別措置法の適用による支援措置を講じられたい。
- (10) 公共施設補修等整備への財政支援を講じられたい。

4 帰島後の交通アクセス整備について、適切な措置を講じられたい。

- (1) 高航路率のジェット機対応型空港整備について、特段の措置を講じられたい。
- (2) 災害対応を含む、大型船接岸港湾施設の早期整備について、特段の措置を講じられたい。

5 帰島後の産業基盤の整備について、適切な措置と特段の財政支援を講じられたい。

- (1) 農林水産業者の事業再開に係る支援措置を講じられたい。
- (2) 各種経済団体運営費の支援措置を講じられたい。
- (3) 活動火山対策特別措置法の適用による支援措置を講じられたい。
- (4) 農林水産業の基盤整備について、特段の措置を講じられたい。
- (5) 観光関連業者の事業再開に係る支援措置を講じられたい。
- (6) 観光施設復旧・復興への支援措置を講じられたい。
- (7) 商工業者の事業再開に係る支援措置を講じられたい。

6 三宅島火山活動の監視・観測体制及び研究の充実強化の措置を講じられたい。

- (1) 防災態勢の更なる強化のための、火山観測の充実を講じられたい。
 - (2) 世界の火山研究の拠点となる国立防災火山研究所(仮称)の設置を講じられたい。
-

7 上記対策を実施するため、必要な財政措置を講じるとともに、現行法の弾力的運用や必要に応じ新たな立法措置等を講じられたい。

- (1) 三宅島火山活動災害に対応した特別立法の制定を講じられたい。
 - (2) 小規模災害復旧事業等に係る財源負担への支援措置を講じられたい。
 - (3) 未曾有の三宅島火山活動災害に対し、災害復旧事業及び復興計画実現のため、十分な財政措置を講じられたい。
 - (4) 火山砂防濘甚災害対策特別緊急事業について、安全性のさらなる向上を図るため、事業規模の拡大及び事業期間の延長措置等を講じられたい。
 - (5) 火山柏山瀬甚災害対策特別緊急事業について、安全性のさらなる向上を図るため、事業規模の拡大及び事業期間の延長措置等を講じられたい。
-